

2025 年度後期授業料免除申請のしおり
(学部学生向け・高等教育の修学支援新制度)

○目次

- ・ 申請に関する注意事項-----1
- ・ 多子世帯に対する授業料等無償化について-----2
- ・ 後期授業料免除申請について【日本人学部生・新規申請】 -----3
→在学生在で初めて申請する人は、このページの手続が必要です。
- ・ 後期授業料免除申請について【日本人学部生・継続希望者】 -----4
→在学生在で既に奨学生として採用されている人は、このページの手続が必要です。
- ・ 授業料免除申請のながれ-----5

申請に関する留意事項

高等教育の修学支援新制度に申請を希望する方は、必ず以下のことを確認したうえで申請を行ってください。

入学料及び授業料免除の申請書類を提出した方は、下記の項目を確認し、了承したうえで申請しているものとして取り扱います。

- ① 修学支援新制度による入学料及び授業料免除については、日本学生支援機構による審査のうえ、決定した区分に応じた金額が減免されます。審査においては、日本学生支援機構の定める学業基準と家計基準を満たす必要があります。
- ② 入学料と授業料は原則支払いただくものですので、減免制度に申請を行った場合でも、免除が不許可となった場合のことを想定し、学費を工面できるように事前に準備をしてください。
- ③ 高等教育の修学支援新制度では、授業料減免と給付型奨学金はセットになっています。それぞれに申請が必要であり、どちらか一方でも欠けた場合は不備になり、審査されませんので、手続を忘れないようにしてください。
- ④ 申請受付後、日本学生支援機構で審査を行うため、選考結果通知や奨学金振込は **11月～12月頃** となります。
- ⑤ 選考結果の配付が開始されたらメール等で通知しますので、速やかに受け取ってください。
- ⑥ 選考結果配付時等の窓口対応者への暴言、正当な理由が無く申請の手順を無視した要求を行い、要求が受け入れられるまで居座り続ける等の迷惑行為をされた場合、今後の免除申請を受け付けません。
- ⑦ 申請に関する問い合わせは、学生本人が窓口、メール等で問い合わせてください。

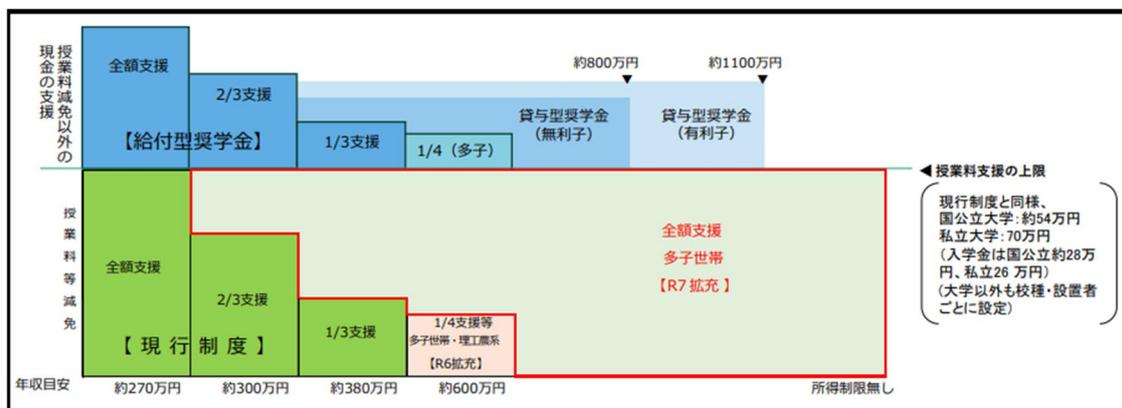
令和7年度から実施されている多子世帯に対する授業料支援について

令和7年度より、学部学生を対象とした高等教育の修学支援新制度において、多子世帯に対する支援（授業料等無償化）が新たに追加されました。

高等教育の修学支援新制度では、日本学生支援機構の審査を経て、多子世帯であることが認定されなければ免除になりません。そのため、大学への授業料減免の申請手続きと、日本学生支援機構への給付奨学金の申請手続きがそれぞれ必要になります。（給付奨学金の対象とならない世帯収入の場合でも、多子世帯を理由とした授業料等減免を希望する場合は、それぞれの申請が必要です。）

具体的手続きは、次ページ以降で案内する新規申請と同じ手続きが必要になります。

○高等教育の修学支援新制度における多子世帯支援のイメージ（文部科学省資料から抜粋）



多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ【概要】

3人きょうだいの場合

	第1子が大学へ進学	第2子が大学へ進学	第1子が卒業後就職
社会人			支援対象外
大学生	支援対象	支援対象	支援対象外
高校生以下			

第1子が扶養から外れた場合、第2・第3子は支援対象外
 ※現行制度における世帯年収に応じた支援は受けられる可能性があります。

※多子であるか否かの判定は、機構が最新のマイナンバー情報（2025年後期は、2024年12月31日現在）を確認することにより、行われます。

給付奨学金出願の際に、扶養する子どもの数を3人以上で申告したとしても、マイナンバー情報で確認できない場合には「多子世帯」として認定されませんので、予めご注意ください。

【在学生】修学支援新制度に新規申請し、授業料減免を受けようとする方の手続

免除対象者に該当する者で、授業料免除を申請した者については、選考のうえ、当該期の授業料の全額又は一部を免除することがあります。

この制度を申請する場合は、給付奨学金の申請も行わなければならない等の条件がありますので、下記の手順を確認して申請してください。

手続きの簡単な流れ

- ① 専用フォームから期限内に Web エントリー

<https://forms.gle/cRsDXSGpxofdpnoq6>

※エントリーと同時に授業料免除の申請完了



- ② 9月25日開催の日本学生支援機構奨学生出願説明会に出席して奨学金の申請手続き

※会場や時間は教務情報システム等の案内を参照

※全ての手続きが完了しない場合、免除は受けられません。

〔授業料免除対象者〕

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯、もしくは多子世帯に属する学生であり、学業優秀と認められ、かつ、日本国籍を有する者等。 詳細 <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>
- ※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）は、対象者ではありませんので、申請できません。

〔授業料免除申請の期限等〕

- ① 申請を希望する場合は、下記 URL より学生本人が9月9日（火）までに必ずエントリー（申請）してください。
- <https://forms.gle/cRsDXSGpxofdpnoq6> （上記 QR コードと同じエントリーフォームです。）
- また、本制度の授業料減免を受けようとする場合、給付奨学金の申請も必要になりますので、9月25日（木）の給付奨学金出願説明会に必ず出席し、期限内に出願を行ってください。
- ② 公平性を保つため、期限後のエントリー（申請）については、いかなる理由があっても受け付けません。

〔結果発表〕

選考結果は、日本学生支援機構から連絡あり次第、通知する予定です。

〔その他〕

- ・2026年度前期の申請については、掲示等にてお知らせする予定です。
- ・家計急変時の申込は、随時相談を受け付けています。急変事由発生後速やかに申し出てください。
- ・申請された内容によっては、追加書類等の提出などをお願いする場合があります。

※問合せ先

〒441-8580

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

学生課生活支援係

電話：0532-44-6559（平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

【在学学生】修学支援新制度に採用にされていて、授業料減免の継続を希望する方の手続

免除対象者に該当する者で、授業料免除を申請した者については、選考のうえ、当該期の授業料の全額又は一部を免除することがあります。

たとえ、前期授業料で全額免除となっていたとしても、継続の申請を行わなければ後期授業料は減免されませんので、手続に遺漏の無いようお願いいたします。

※多子世帯で採用された方についても、授業料免除の手続きは每期必要です。申請がない場合には免除とならないため、必ず手続きを行ってください。

〔授業料免除対象者〕

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯、もしくは多子世帯の学生で、かつ学業優秀と認められる場合であり、日本国籍を有する者等。 詳細 <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>
- ※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）は、対象者ではありませんので、申請できません。

〔授業料免除申請の期限等〕

- ① 申請を希望する場合は、下記 URL から学生本人が9月9日（火）までにエントリーしてください。エントリーと同時に授業料免除の申請が完了します。

<https://forms.gle/8yFYWHfgUwzvusdX8>



- ② 公平性を保つため、期限後のエントリー（申請）については、いかなる理由があっても受け付けません。

〔結果発表〕

選考結果は、日本学生支援機構から連絡あり次第、通知する予定です。

〔その他〕

- ・2026年度前期の申請については、掲示にてお知らせする予定です。
- ・家計急変時の申込は、随時相談を受け付けています。急変事由発生後速やかに申し出てください。
- ・申請された内容によっては、追加書類等の提出などをお願いする場合があります。

※問合せ先

〒441-8580

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

学生課生活支援係

電話：0532-44-6559（平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

e-mail：seikatsu@office.tut.ac.jp

授業料免除申請のながれ (2025年度後期)

学部生 (修学支援新制度)

大学院生 (大学独自制度)

